設計変更理由書

神戸市

工　事　名	塩屋丸山線防災対策工事

契約変更後の工事概要

施工延長：L=78.7m

・吹付枠工	:	L=1427m	・鉄筋挿入工	:	L=294m
・伐採工	:	N=1 式	・切土工	:	V=119m3
・崩土撤去工	:	V=59m3	・掘削工	:	V=60m3
・モルタル間詰め工	:	V=21.1m3			

設計変更の理由

(1)　吹付枠工について

法面と落石防護柵の間に堆積していた土砂・転石等を撤去した結果、法尻が当初想定していたよりも低い位置にあった。そのため、土砂撤去により露出した法尻部周辺に追加で吹付枠工を実施する必要が生じたため、施工延長が増工となる。

(2)　落石防護柵撤去・復旧工について

当初、工事施工中の安全確保のため、落石防護柵は存置した状態のまま施工することとしていたが、上記（1）の施工に伴い、作業スペースの確保が困難となった。そのため、落石防護柵の撤去・復旧が追加となる。

(3)　交通管理工について

上記、(1)、(2) の施工に伴い、交通誘導警備員が増工となる。

(4)　その他数量精査による

※　原議用、経理課用の２部作成すること